

岩手県告示第533号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨沿岸広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和4年9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 下閉伊郡岩泉町及び同郡田野畑村
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年8月26日から令和5年3月10日まで
- 3 実施する公共測量の種類 航空レーザ測量及び空中写真測量